

訪問介護 清華苑ホームヘルプステーション

要介護 ご利用料金

(1) 身体介護が中心の場合

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時未満	1時間以上 (30分増す毎に加算)
身体 介 護	自己負担額 (1割)	187円/回	280円/回	444円/回	651円/回 (86円/回)
	自己負担額 (2割)	373円/回	559円/回	888円/回	1,301円/回 (171円/回)
	自己負担額 (3割)	560円/回	838円/回	1,332円/回	1,951円/回 (257円/回)

(2) 生活援助が中心の場合

サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	※身体介護を行った後に引き続き20分以上生活援助を行った場合は、20分から計算して25分を増す毎に68円 (自己負担額が2割の場合は136円、自己負担額が3割の場合は204円)、上限204円 (自己負担額が2割の場合は407円、自己負担額が3割の場合は610円) まで加算。
生 活 援 助	自己負担額 (1割)	206円/回	253円/回	
	自己負担額 (2割)	411円/回	505円/回	
	自己負担額 (3割)	616円/回	757円/回	

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料の2倍をいただきます。

(3) 通院時などの乗車又は降車介助が中心の場合

自己負担額 (1割)	112円/回
自己負担額 (2割)	223円/回
自己負担額 (3割)	335円/回

(4) 加算対象サービス①

以下のサービスを利用される場合は、それぞれの料金が加算されます。

加算	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
□初回加算※初回のみ	209円/回	417円/回	626円/回
□緊急時訪問介護加算 ※1回につき	105円/回	209円/回	313円/回
□口腔連携強化加算 ※1月につき	53円/月	105円/月	157円/月
□生活機能向上連携加算 (I) ※1月につき	105円/月	209円/月	313円/月
□生活機能向上連携加算 (II) ※1月につき、3カ月まで	209円/月	417円/月	626円/月
□認知症専門ケア加算 (I) ※1日につき	4円/回	7円/回	10円/回
□認知症専門ケア加算 (II) ※1日につき	5円/回	9円/回	13円/回

(5) 加算対象サービス②

介護職員等処遇改善加算 (I)

介護職員の処遇改善と更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善や労働環境の改善を進める事業所に対して、1月につき総体単位数 (所定単位数) の24.5%が算定されます。

利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただかなかった場合	1,000円

※但し、利用者の体調不良などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

訪問介護 清華苑ホームヘルプステーション

要支援 ご利用料金

(1) 利用料

サービスの利用区分	予防専門Ⅰ (週1回程度の利用)	予防専門Ⅱ (週2回程度の利用)	予防専門Ⅲ (週3回程度の利用)
1. サービス利用に係わる自己負担額(1割)	280円/回	284円/回	299円/回
2. サービス利用に係わる自己負担額(2割)	559円/回	567円/回	598円/回
3. サービス利用に係わる自己負担額(3割)	838円/回	851円/回	897円/回

(2) 利用料

サービスの利用区分	予防専門Ⅰ (月4回超の利用)	予防専門Ⅱ (月8回超の利用)	予防専門Ⅲ (月12回超の利用)
1. サービス利用に係わる自己負担額(1割)	1,226円/月	2,448円/月	3,884円/月
2. サービス利用に係わる自己負担額(2割)	2,451円/月	4,896円/月	7,767円/月
3. サービス利用に係わる自己負担額(3割)	3,676円/月	7,343円/月	11,651円/月

(3) 加算対象サービス (1)

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

	①初回加算 (初回のみ)	②生活機能向上 連携加算 I (1月に1回、3ヶ月 まで)	③生活機能向上 連携加算 II (1月に1回、3ヶ月 まで)
1. サービス利用に係わる自己 負担額 (1割)	209円	105円	209円
2. サービス利用に係わる自己 負担額 (2割)	417円	209円	417円
3. サービス利用に係わる自己 負担額 (3割)	626円	313円	626円

(4) 加算対象サービス (2)

介護職員等処遇改善加算 (I)

介護職員の処遇改善と更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善や労働環境の改善を進める事業所に対して、1月につき総体単位数 (所定単位数) の24.5%が算定されます。

利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただかなかった場合	1,000円

但し、利用者の体調不良などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。